

東京都北区商店街空き店舗活用支援事業

【令和7年度後期募集要項】

本事業に関する様式等は下記の北区ホームページからダウンロードいただけます。

【 <https://www.city.kita.lg.jp/business/industry/1011327/1011339/1011341.html> 】

【区内商店街の空き店舗をお探しの方へ】

区では、空き店舗活用を推進し、地域商業の活性化を図ることを目的として、以下の区内不動産業団体と「東京都北区における空き店舗活用の推進に関する包括連携協定」を締結しております。

区内商店街の空き店舗をお探しの方は下記の団体に直接お問合せください。

（必ずご希望の条件の空き店舗があるとは限りませんので予めご了承ください。）

- ・公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部城北支部

03-3827-4171

- ・公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 第九ブロック 北区住宅店舗担当

03-6845-8240

また、東京都商店街振興組合連合会が運営する「TOKYO 商店街空き店舗ナビ」でも、空き店舗をお探しになれます。

TOKYO 商店街空き店舗ナビ： <https://akitenpo.tokyo/>

《本事業のお問い合わせ先》

担当：東京都北区地域振興部産業振興課商工係

住所：〒114-8503

東京都北区王子1-11-1 北とぴあ11階

電話：03-5390-1235

FAX：03-5390-1141

1 事業内容

地域に根差した起業家を発掘し、育成するとともに、地域のにぎわいの創出と活性化を図るため、区内商店街にある空き店舗を活用して事業を行う起業家に対して「店舗改修費等補助」、「家賃補助」、「経営相談」を行います。

2 申請要件

北区内に所在する66商店街（令和7年4月時点）の空き店舗のうち、北区内にある店舗を活用して事業を行う方で、次に掲げる全てに当てはまる方が申請できます。（商店街マップは北区ホームページからもご確認いただけます。）

- （1）小売業、飲食業又はサービス業の店舗運営を行う事業であること。
- （2）次に掲げる「起業家」の要件のいずれかに該当すること。
 - ① 事業を営んでいない個人であって、新たに開始する事業の具体的な計画を有する者
 - ② 新たに事業を開始した個人であって、当該事業を開始した日以後5年を経過していない者
 - ③ 事業を営んでいない個人であって、新たに法人を設立して開始する事業の具体的な計画を有する者
 - ④ 事業を営んでいない個人によって設立された法人であって、その設立の日以後5年を経過していない者
- （3）区内商店街の空き店舗のうち、区内にある店舗を活用して事業を行うこと。
- （4）開店対象期間内に開店すること。
- （5）開店後は商店街に加入すること。
- （6）補助期間終了後も事業を継続する計画を有すること。
- （7）起業家が起業した法人であって、前期分の確定申告を終了している場合は、前期分の法人住民税の滞納がないこと。個人の場合は、前年度の特別区民税・都民税又は市町村民税の滞納がないこと。
- （8）許可若しくは認可が必要な事業を開始しようとするときは、補助金の申請の際にその許可若しくは認可を受け、又は許可若しくは認可を受ける見込みであること。
- （9）当募集要項の12（2）又は（3）の理由によって、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消された者でないこと。
- （10）空き店舗等の所有者又は管理者が親族（三親等以内）でないこと。
- （11）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はその利益となる活動を行う者若しくは団体ではないこと。
- （12）既に事業を開始している者である場合は、事業を5年以上継続している者でないこと
- （13）開店する事業の内容が以下に掲げる対象外事業でないこと。
 - ・地域のにぎわい創出と活性化が期待できない事業（倉庫事業・インターネット販売のみ行う事業等）
 - ・仮設テント又は仮設店舗で行う事業
 - ・既存店舗の営業時間外に間借りして行う事業
 - ・社名又は代表者変更によって開店する事業
 - ・区内商店街から別の区内商店街への移転によって開店する事業
 - ・ナショナルチェーン、フランチャイズチェーン等の加盟店、支店に所属して行う事業

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、金融・貸金業その他区長が補助金の交付対象として社会通念上適切ではない事業
- ・その他区長が適切でないと判断した事業

3 補助内容

（1）店舗改修費等補助金

①補助対象経費

本補助対象事業を実施するために要する空き店舗の内外装工事等の費用であって、次に掲げるもののうち、店舗開店日までに工事や設置が完了したもの。

ア店舗改修費（設計費、施工費、人件費、施工材料、調達費等）

イ備品購入費（単価税抜き10万円以上のもの）

※汎用性・換金性が高いものは除く。

※使用目的が本補助対象事業の遂行のために必要なものと断定できないものは除く。

②補助金額

補助対象経費の3分の2以内の金額（税抜き。千円未満の端数は切り捨て）

ア生鮮三品販売店舗 補助限度額 200万円

イその他の店舗 補助限度額 100万円

※「生鮮三品販売店舗」とは、青果、鮮魚及び精肉の売り場面積の合計が、店舗の売り場面積の50パーセント以上を占めており、かつ、常時、青果、鮮魚及び精肉の販売を主とした事業実態がある店舗を指します。

（2）店舗賃借料補助金

①補助対象経費

本補助対象事業を実施するために要する店舗の賃借料

※共益費、管理費、更新料、敷金、礼金、その他賃借料以外の経費は除く。

※三親等以内の親族が所有する物件に対する賃借料は対象外。

②補助金額

店舗を開店する日が属する月から起算して24月間を補助対象期間とする。補助率及び補助限度額は以下の通り。

ア生鮮三品販売店舗

補助対象経費の3分の2以内の金額（税抜き。千円未満の端数は切り捨て）

補助限度額 12月目までは月額限度額7万円、

13月目から24月目までは月額限度額5万円

イその他の店舗

補助対象経費の2分の1以内の金額（税抜き。千円未満の端数は切り捨て）

補助限度額 12月目までは月額限度額7万円、

13月目から24月目までは月額限度額5万円

4 経営相談

採択後、希望に応じて中小企業診断士の資格を有する経営アドバイザーが店舗に伺い、経営相談を行います。

5 開店対象期間・申請期間

(1) 開店対象期間：令和7年6月1日から令和8年3月31日まで

(2) 申請期間：令和7年10月1日から令和7年12月12日まで

(ただし、令和7年11月28日までに北区経営アドバイザーとの経営相談にて申請書作成支援を受けること)

【参考】

令和8年度前期の開店対象期間・申請期間は下記を予定しております。

- ・開店対象期間：令和7年12月1日から令和8年9月30日まで
- ・申請期間等は北区ホームページで令和8年4月1日以降に更新予定です。

6 申請書類

(1) 東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（第1号様式別紙1）

(3) 収支予算書（第1号様式別紙2）

(4) 事業収支計画表（第1号様式別紙2-2）

(5) 資金繰り計画表（第1号様式別紙2-3）

(6) 所得税法（昭和40年法律第33号）による個人事業の開業・廃業等届出書若しくは法人税法（昭和40年法律第34号）による法人設立届出書の写し（税務署受付印のあるもの）※開業前の場合は不要

(7) 前年度の特別区民税・都民税又は市町村民税（法人の場合は代表者）の納税証明書又は非課税証明書の写し

(8) 店舗の図面

(9) 店舗改修費の領収書（支払い前の場合は見積書等）や税抜き単価10万円以上の備品購入費の領収書等（購入前の場合は、カタログ等金額がわかるもの）

(10) 賃貸契約書等の写し（賃借料がわかるもの）

(11) その他区長が必要であると認めた書類

※(1)～(5)については北区ホームページから様式をダウンロードしてください。

7 申請方法

以下のいずれかの方法によりご申請ください。

(1) WEB上の申請フォームによる申請

申請フォームのリンク先

<https://www.city.kita.lg.jp/business/industry/1011327/1011339/1011341.html>

(2) 窓口への持参または郵送による申請

申請先：（窓口）北とびあ11階産業振興課商工係

（郵送）〒114-8503

東京都北区王子1-11-1 北とびあ11階

8 審査会

申請期間終了後、審査会を実施し、採択の可否を決定します。審査会では、申請書類審査と面接審査を行います。面接審査では、申請者による5分間のプレゼンテーションの後、15分間の質疑応答を行います。

なお、商店街のニーズに合った業種での開店の場合、審査上の加点があります。各商店街のニーズ業種については下記北区ホームページをご確認ください。

(<https://www.city.kita.lg.jp/business/industry/1011327/1011339/1011341.html>)

9 補助金の交付決定

前項の審査会にて補助金を交付することと決定した申請者に対しては、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金交付決定通知書により通知いたします。また、交付しないことと決定した申請者に対しては、東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金不交付決定通知書により通知いたします。

10 事業実績報告及び補助金交付確定

補助対象期間のうち、4月から9月までの月の分は9月に、10月から3月までの月の分は3月に、それぞれ下記の実績報告書類を提出ください。実績報告書類を確認し、補助事業の成果が交付決定内容及び条件に適合するものであると認めたときは東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金確定通知書により通知いたします。

【実績報告書類】

- (1) 東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金実績報告書（第9号様式）
- (2) 事業報告書（第9号様式別紙）
- (3) 事業を実施するために必要な店舗の改修費や備品購入に係る領収書の写し等
- (4) 事業を実施するために必要な店舗の賃借料に係る領収書の写し等
- (5) 事業に使用した成果物（写真、チラシ等）
- (6) その他、区長が必要であると認めた書類

※(1)及び(2)については北区ホームページから様式をダウンロードしてください。

11 補助金請求及び支払い

東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金確定通知書を受けた場合は、下記の請求書類を提出ください。請求書類を確認し、問題がなければ指定口座へ振込みを行います。なお、請求後、指定口座への振込みには3週間程度要します。

【請求書類】

- (1) 東京都北区商店街空き店舗活用支援事業補助金請求書（第12号様式）
- (2) 支払金口座振替依頼書

※(1)(2)ともに北区ホームページから様式をダウンロードしてください。

12 補助金交付決定の取り消し・補助金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。補助金交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは補助金を返還していただくことになりますので、十分ご注意ください。

- (1) 申請した年度の末日までに店舗を開店できない又は事業が実施できないと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件、その他法令若しくは補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

1 3 関係書類の保存

補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした関係書類については、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存してください。

1 4 財産管理及び処分の制限

補助金を受け購入、取得したものについては、台帳を設け、その管理状況を明らかにしてください。また、補助金を受けて取得した財産等のうち、取得価格又は効用の増した価格が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、取壊し、又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ区長の承認が必要となります。ただし、当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する年数を経過している場合は、この限りではありません。

上記により、当該取得財産の処分により収入のあったときは、その全部又は一部を納付していただく場合があります。

<別表：審査基準>

審査項目・評価基準		配点
I. 書類審査		
1. 地域での必要性 【審査内容】 地域住民の暮らしにとって必要性が高いかどうか	非常に必要である	15
	必要である	12
	普通である	9
	必要性に乏しい	6
	必要性を感じない	3
2. 商店会での必要性 【審査内容】 開店する業種について商店会からのニーズがあるか	商店街からのニーズがある	20
	商店街からのニーズがない	10
3. 実現性・継続性 【審査内容】 事業計画書等の数字に根拠があり実現性・継続性が認められるか	非常に認められる	15
	認められる	12
	普通である	9
	乏しい	6
	認められない	3
書類審査合計		50
II. 面接審査		
1. 熱意 【審査内容】 起業への熱意を感じるか	非常に熱意を感じる	10
	熱意を感じる	8
	普通である	6
	あまり熱意を感じない	4
	熱意を感じない	2
2. 主体性 【審査内容】 経営者として主体的に事業に取り組もうとしているか	非常に主体的である	15
	主体的である	12
	普通である	9
	主体性に乏しい	6
	主体性がない	3
3. 協調性 【審査内容】 商店会の中で良好なコミュニケーションがとれる可能性が高いか	非常に高い	15
	高い	12
	普通である	9
	やや低い	6
	低い	3
4. 地域のにぎわい創出及び活性化 【審査内容】 店舗運営を通じて長く地域のにぎわい創出及び活性化に寄与し続けられる可能性が高いか	非常に高い	10
	高い	8
	普通である	6
	やや低い	4
	低い	2
面接審査合計		50
総計（書類審査合計＋面接審査合計）		100